

## 令和5年度 第4回広島県障害者施策推進協議会議事録

- 1 日 時 令和6年3月11日（月）13：00～14：30
- 2 場 所 WEB 会議
- 3 出席委員 井上委員、岡本委員、加藤委員、兼森委員、河中委員、川本委員、小池委員、関川委員、添田委員、高垣委員、俵委員、橋本委員、長谷部委員、平石委員、藤井委員、宮口委員、宮地委員、北原委員
- 4 報告事項 第5次広島県障害者プランの策定について
- 5 議 題 広島県障害者プラン及び広島県障害（児）福祉計画進捗について
- 6 担当部署 広島県健康福祉局障害者支援課計画・県立施設グループ  
TEL（082）513—3161（ダイヤルイン）

### 7 会議の内容

報告事項の「第5次広島県障害者プランの策定について」、議題の「広島県障害者プラン及び広島県障害（児）福祉計画進捗について」の内容を資料1から資料2－2により事務局から説明。

#### 【報告事項等：第5次広島県障害者プラン、広島県障害者プラン等の進捗について】

##### （委員）

資料1の2ページ、県民が子供の頃から障害に対する知識を学ぶための教育を受けた上で社会に出ていくことが重要とされていること、また、資料1－1の14ページ、子供の頃からの理解促進というのは、大変良い対応方針だと思っています。

障害者差別解消の取組においても、人間の根底にある障害者等に対する偏見や差別を無くすためには、子供の時から人権に関する正しい教育は、障害の有無にかかわらず、お互いに人としての尊厳が守られる社会の実現に大きく貢献するものと、障害当事者として大いに期待しているところです。

そこで1点お尋ねしますが、資料1の4ページ、パブリックコメントにおいて、思いやり駐車スペースの取組に対する意見があり、その対応方針として、「利用の適正化に向けた情報発信等により、制度の周知を図ります。」とあります。具体的にはどのような対応されるのか、お尋ねします。

##### （事務局）

例えば商業施設など駐車スペースが確保されていますが、本来、利用証の交付を受けた方が利用すべきところで、適正な利用になっておらず、利用したい方が利用できなかったりするため、制度をしっかりと理解していただき、適正な運用を促していく情報の発信に努めます。

(委員)

資料1の2ページ、小さな頃からの障害への正しい理解のところの「子供」という表記ですが、子供の「ども」の部分が漢字表記されており、国のこども家庭庁はひらがな表記になっています。表現の統一化として、ひらがな表記が良いと思うがいかがでしょうか。

また、基幹相談支援事業の拡充についてですが、地域共生社会において、基幹相談支援事業の果たす役割は非常に大きいと書かれています。まだまだ基幹相談支援事業そのものが目標に達成していない中で、どのようにして拡充していくかが大きな課題でもありますが、この度の障害者プランと直接の関係はありませんが、国の説明では、基幹相談支援事業や委託相談支援事業について、消費税の対象になったということです。福祉事業ではなく、その他の収益事業の項目に該当するとされています。非常に残念であり、地域福祉の中核という事業の位置づけにあるものについては、地域包括支援事業と同様に消費税対象から外すなど、県や市町の自治体から国へ意見書等で要望を出して、基幹相談支援事業の果たす役割をしっかりと位置付けていただきたいと思っています。

令和5年度に医療的ケア児支援センターが設立されましたが、専門性や人材の不足が非常に大きな課題であると書かれています。

福祉全体、日本全体でも人材確保が非常に厳しい状況の中で、特に重度高齢化の問題は大きな課題と思いますので、具体的な取組などを示す必要があると思っています。

資料1の2ページ、地域生活支援拠点の整備について、コーディネーターの拡充、共生型サービスの参入という対応策の記載があったと思います。共生型サービスについては、なかなか数が増えてないところの課題整理も行いながら考えていく必要があります、共生型サービスが参入することで、障害のある方々の地域で安心した暮らしになっていくのかという部分について、お尋ねします。

資料2の8ページ、進捗状況における今後の方策について、取組が進まない要因を分析した上で改善を図っていくということでしたが、コロナの影響は確かに大きい、そのほかに代表的な事案、制度の問題、市町の独自の問題などがあれば教えていただきたい。

コミュニケーションの手段の拡充も非常に大切であり、手話通訳者・要約筆記者の養成も目標に達成してない。ろうあ連盟から要望されている手話言語条例について、障害者プランの中で示していく必要もあるのではないかと思います。

(事務局)

子供の「ども」の表記につきましては、校正中の部分もありますが、ふさわしい表記等について、改めて反映させるかどうか検討させていただきます。

今後の方策については、主にはイベントや外部との連携といった部分がうまく醸成できなかったところがありますので、そのあたりが未達成の要因になるかと思っています。

(委員)

私は一人暮らしをしたいと考えていますが、そのためには、支援者を増やして欲しいと思っています。

(事務局)

第5次障害者プランにおいては、障害をお持ちの方あるいはそのご家族が安心して暮らしていただけることを総括目標に検討をしていただきました。

県としましても、総括目標に沿い各施策を進めていくこととしています。

人材不足あるいは地域資源不足が大きな課題としてあり、本当に必要な支援をさせていただくためには、研修等による人材育成、また、中山間地域など限りある地域資源を共生型サービスで支援していくなどの取組を進めていく必要があります、次期プランは多様な課題ひとつずつを積み上げたものをまとめておりますので、総合的に、皆さんと取組を進めていきたい。

(委員)

障害への理解促進について、子供の頃からの理解促進はすごく良いことだと思っており、その子供たちが大きくなった時に本当に素晴らしい世界が見えるだろうと思えますけれども、逆に団塊世代の方たちや年配の方々への理解促進の取組についての現状を教えてください。

(事務局)

第5次障害者プランでは、子供の頃からの理解促進について特に注力することとしています。

一方で、就労されている世代等については、これまであいサポート運動による理解促進の取組を展開して参りましたが、その中では、あいサポート企業やあいサポート団体といった企業などを巻き込んだ大きな動きの中で従業員の方々に対して理解促進を図っているところです。

県民の中には高齢の方々も相当数おられます。例えば民生委員の方々など、地域の高齢者等の支援活動に携わる個々の団体と連携を図りながら取組んでいる状況です。

第5次障害者プランでも、同様に引き続き取り組むこととしています。

(委員)

障害者の「害」についてですが、私たちは「害」があるのかと言うところで、ひらがな表記にしている自治体等がかなりあります。第5次障害者プランでは、全部漢字にされていますが、この意味について教えてください。

(事務局)

当プランにおいては、障害者基本法等の法律を踏まえて、障害者という表記に揃えています。

国においても「害」の表記を検討するとの見解が出ており、国の動向も踏まえ、表記について検討します。

(委員)

資料1-1の20ページ、権利擁護の推進に係る現状・課題・取組の方向性について、令和4年12月精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正が記載されています。

それに関連して、障害への理解促進についての部分で、精神障害に対する記載が無く、資料1-1の18ページ、広報啓発活動の展開のところで、精神障害者に係る施策を入れていただきたい。精神科病院の職員や患者さんへの周知をするということですが、このような法改正があることを盛り込むことで広く県民に周知し、より理解促進に繋がるのではないかと。

(事務局)

精神障害についての理解促進は重要であると考えており、国が新たに取組を始めた心のサポーター養成研修も進められるなど、広く理解いただく取組を進めて参りたいと考えています。

(委員)

一つは、障害の「害」という字をどうするかです。

東広島市の取組ですが、障害者に関わる計画の見直しにあたっては、当然、国の法律に基づいて行いますが、法律用語としての障害というのは、漢字で書かざるを得ないと思っています。一方で、計画の中の文言等については、害をひらがなで使用していく取組をスタートしたところです。

障害というのはまさに正常な進行とか活動を妨げるという意味であり、そういう意味からすると障害者の方々に対し、ある意味、決してふさわしい言葉ではないと感じており、これは機会を捉えて国会議員の先生方にも、その旨を踏まえ、これから要望等をして参りたいと思います。

事務的な処理として、法律用語を引用せざるを得ない場合は、障害という言葉はやむを得ない。

しかし、中身における表記については、漢字をひらがなで使う取組ということも、そろそろスタートする方がいいのではないかと。

東広島市はそれをスタートしましたので、県としても、県内が一致してそのような考え方でスタートするというのも一考いただければと思います。

二つ目は、東広島市にある広島県立総合リハビリテーションセンター内にわかば療育園が移転し、障害児の医療的ケア施設の充実が図られたことは、大変うれしく思っています。

一方で、こういう施設が充実したという報道をいたしますと、障害者の保護者の方からは、確かに嬉しいけれども、この病院を受診しようとする待ち時間が非常に長いということをおっしゃっています。

早い時期に医療的ケアを受ければ、社会の中で適応できるような子供になりうるにも関わらず、診療のタイミングが遅れることによって、なかなかそれが希望通りにいかない。その間の保護者の皆さんの不安感というのはずっと継続する訳です。

この医療体制の強化ということが、このプランにも掲げられていると思うのですが、これに対する県の今後の具体的な対応をお聞かせください。

(事務局)

障害の「害」の表記をどのようにしていくか、これは検討課題という認識があります。今の時点では、法律用語で統一することを考えているところです。

広島県立総合リハビリテーションセンター内に、昨年、医療的ケア児支援センターを設置しました。また、わかば療育園の移転もございました。2月8日に移転したばかりですが、物理的に近くなることをもって、医療機能を効率的に回すことで、待機が減っていくなどの効果的な診療に繋がるというところ、開設した医療的ケア児支援センターへの相談者がしっかりと必要な医療にいち早く届くような効率化が図れるものと思っております。

(委員)

先ほどから、子供の頃からの理解促進の話が出ておりますが、県社会福祉協議会においても、福祉教育ということで従来から取り組んでおり、具体的には市や町の社会福祉協議会で学校を指定して取組を行っています。

学校で、車椅子の体験、アイマスク体験、様々な出前講座も進めております。このような取組ももちろん必要だと思っておりますが、その先の理解に繋がった後の具体的な行動、このあたりをどうやって一歩進めていくのが大事だと思っております。

例えば、社会福祉協議会の地域福祉の関わりにも関係するのですが、実際に大人が地域で取組んでいる福祉活動に子供と一緒に参加していくことで、そこから何か学びが得られ、実際に支えていく行動に繋がるのではないかと考えております。

しかし、地域活動の停滞、担い手の減少という状況もあります。そこも含めて、社会福祉協議会の専門性もありますので、市や町の社会福祉協議会と一緒に計画できたらと考えております。

もう一つ、災害時の避難住民の支援についてです。

広島県でも昨年度からDWA T（災害派遣福祉チーム）を組織化され、県社会福祉協議会も連携した取組をしています。

能登半島の地震でも—広島県のDWA Tが本格的に活動をスタートしており、避難所で福祉的な支援が必要な方を支えるという役割を担っているところです。

今後、県内で災害が起こった時に備え、障害のある方、難病の方、また認知症の高齢者の方、こういった方々が状態が悪くならないように、いろんな配慮や支援の仕方、留意すべきことを学ぶ必要があります。

今後のDWAT隊員の研修内容に、当事者視点でそれらを取り入れたいので、当会議に参加されている当事者団体の方々とも支援の取組について、連携を図って参りたいと考えています。

(委員)

能登半島の地震では福祉避難所が使えなかったと聞いていますが、広島県での対策はどのようになっているか。また、災害時の個別避難計画はどれだけ進んでいるかを教えていただきたい。

(事務局)

避難所、福祉避難所の設置については、市町において実施されます。

ただ、福祉避難所にどのように避難するかについては非常に議論になっており、今年度、福祉避難所等の確保運営ガイドラインを作成し、市町への支援を進めているところです。

個別避難計画の策定については、先ほどと同様に市町の取組を支援しています。

昨年度、個別避難計画の策定に係るガイドラインを作成しており、モデル事業を令和3年度から行っています。

策定状況ですが、すべての市町で取組を進めているものの、市町の間で進度に差があることから、引き続き支援を実施して参りたいと考えています。

(委員)

障害者プラン全体の紙面も限りがあると思いますが、事例や具体的な取組を付け加えることができれば良いかと思います。また、子供たちへの啓発、理解という部分で、あいサポート運動による出前講座や県事業の記載はありますが、県社会福祉協議会の活動として、学校の総合学習での優しさ発見プログラムの取組、県手をつなぐ育成会のあび隊の取組、好事例や具体的な取組を加えていくことができればと思います。

私たちの事業所も地域交流スペースを利用されている団体と交流を年に何回か行っており、地域の高齢者の方々に知っていただく取組や事例など、県民の方がこのプランを読まれても理解や受け止めができるのではと思っております。

(委員)

私からお願いですけれども、第4次広島県障害者プラン、この度の障害者プランも拝見し、理解を深めるためには、少し表が多いなと思えました。

県民にわかりやすく視覚的に表示するのが今の流れだと思いますので、ポンチ絵であるとか、重要なものに関しては、わかりやすい感じで表記するところがあっても良いのではと思えました。

(委員)

今、大きな問題として、精神障害者、精神障害のある方、自閉症のある方、あるいはひきこもりの方が、相談しやすい体制を促進すると記載されていますが、もう少し踏み込んで、ひきこもっておられる方と当事者の親御さんが、積極的に相談できるきっかけになるものがあれば良いと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

計画の記載のとおり、相談支援センターを県内3ヶ所に設置しており、相談対応しているところです。

状況としては、市町の相談支援体制を強化、部署を作って対応していく流れとなっており、国も方針を示しているところです。県においても、身近な地域で相談支援が受けやすい体制ができるよう市町支援に取り組んで参りたいと考えています。

(委員)

障害者プランの進捗状況について、成果目標のあいサポート運動はかなり達成がされていないように見えます。

来年度以降の障害者プランにおいても、あいサポート運動は重要な位置付けになっていると思いますので、達成していない部分の分析をして、次年度以降のプランに反映されていられるのか、教えていただきたい。

(事務局)

あいサポート運動については、幅広く実施しておりますが、成果目標に達成していない項目があります。

その要因としては、新型コロナウイルスの影響も否めず、例えば、あいサポート企業団体の登録促進については、直接企業訪問を行い、事業の趣旨、企業の中での効果を説明していたものが叶わなかったことがあります。

また、各種養成研修についても、集合形式型で実施していたものが難しくなったということもあります。

そういった背景から、研修については、令和4年度からウェブ形式を組み合わせたハイブリッド型の研修を組み入れる実施形式の見直しを行ったことで、受講者数が増えている状況もあります。

適切な手法等も検討しながら次年度以降も進めて参りたいと考えています。

(委員)

こういうことがあることを知って欲しいので、報告をします。

私が罹患しているパーキンソン病は、若年性パーキンソン病というとても若くして罹患、発症する難病になります。体幹機能障害という障害を伴います。

難病も、その症状として現れる障害も、時間とともに次第に重くなっていくものですが、それは固定したものでなく、指数関数的に症状が重くなっていくことです。

それを考えると、どの時点で罹患したかということ、どの年齢で罹患したかということによって、結婚問題であったり、家族の問題であったり、自分の抱える問題は、余計にでも変わってくると思います。

若年性パーキンソン病の場合だと、発症率は1万人に1人ぐらいです。

是非ですね、事例によって変わってくる、同じ病気や難病、障害であっても、こういうことの視点もあるのだということを皆さんで共有いただきながら、いろんな問題を考えていただけたら、とてもうれしく思います。

(委員)

歯科医師会からの立場ということですが、高度で専門的なものは大学病院などで診療、治療を担当し、一般的な部分では、必要な支援が広く受け入れられる歯科診療体制があることで、障害のある方がより受診しやすくなるのではと思いました。

(委員)

精神障害者支援という立場から、委員の皆様のお話を聞いておまして、今後、いかに地域で生活しやすい体制を作っていけるかということに、このプランも生かしていければと考え

ておりました。

令和6年度は、診療報酬、介護保険、障害福祉サービスの3つの報酬改定が行われます。その内容を見るとまだまだ不明瞭なところもありますが、先行きが心配な部分も正直あります。

今後も、障害のある方々の地域生活の支援が前向きに進んでいくよう、我々も努力して参りたいと思います。

(藤井委員)

資料1-1の3ページ、他の計画との関係について、私自身、A市の障害福祉計画の策定にも携わっており、県では、市町障害福祉計画と連動するとの記載となっています。A市の案では、国の障害基本計画とは連動をとりましたが、県との連動が無かったので、しっかり情報共有していただきたい。

資料2の15ページ、市町地域生活支援事業について、地域活動支援センターは、A市にも必要だと思っており、相談内容の多様化や家庭の状況など、様々なサービスがあった方が、非常にありがたいというところではあるのですが、A市には地域活動支援センターがありません。

組織として立ち上げを検討する上で、プランの中では、障害保健福祉関係担当者会議等を通じた情報の共有や必要な調整等により、市町の取組を支援していくとあります。

この取組について、回答できる範囲で教えていただければと思います。

(事務局)

来年度から、市町と県がより密に連携するために自立支援協議会を活用して、地域生活支援事業も含めて、障害福祉サービスや成果目標の進捗を共有していくよう考えています。

市町の地域生活支援事業についても、情報を共有して必要な対応等を一緒に考えていければと思っております。

(委員)

本当に忌憚のないご意見をいただきまして、それぞれのご専門の立場からまたご意見を賜うことができました。このような形で計画を取りまとめられたこと、まずは厚く御礼を申し上げます。

また、様々な視点からのご意見をいただき、これが今すぐ全てここで解決するという訳ではありませんが、また、次の計画の中で、より良い取組として何ができるかということも、引き続き検討させていただきながら、取り組んで参りたいと考えております。

この計画を出して終わりということでは決してございませんで、これをどのように実践をするか、また、こういった課題が出てくるかを見せながら、また次の計画にどうつなげられるかというところ、非常に重要だと考えておりますので、引き続き、皆様からご意見をいただきながら取り組んで参りたいと思います。

(委員)

プランの総括目標について、すごく意欲的な目標を掲げられて、いいなと感じるのですが、今の障害者関係の方の52.8%ではなくて、目標とすれば、県内での意識、県内での値を目標に

すると書かれています。これは、令和5年度の60.7%ということではなく、プランの終了時点の令和11年度の調査において出た数字を目標にしますということでしょうか。お尋ねします。

(事務局)

プランの総括目標の安心感ですが、ずっと60.7%を目指していく訳では無く、県民の方々も、災害などいろいろな状況の変化の中で安心感は上下すると考えております。このため、その時点の県民全体の方の安心感に、近似する、それを目標としています。

## 【その他】

(事務局)

その他として、手話言語条例等に係る説明をさせていただきます。

手話言語条例に関しては、昨年7月に開催された第1回の協議会において、関係団体との意見交換や県の状況等について、質問がございました。

また、昨年11月の第2回の協議会では、障害のある方のコミュニケーションのため、手話言語条例が大切であるといった意見がございました。

ご意見等を踏まえ、ろうあ連盟などの関係の方々と、手話言語条例等に関する話し合いを重ねてきております。

この度の県議会2月定例会において、手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の整理について、県の認識や今後の方針に関して、質問がございました。

質問に対しまして、条例の制定に向けた関係者の思いは高まってきている。今後、有識者や関係団体、市町からの意見聴取、附属機関への諮問を実施し、検討を進めたいと回答しております。

ここでいう附属機関が、この障害者施策推進協議会になります。来年度、当協議会において、手話言語条例等の制定に関する諮問を行うことが想定されますので、その際にはご審議いただきますようお願い申し上げます。

## [配布資料]

【資料1】第5次広島県障害者プランの策定について

【資料1-1】第5次広島県障害者プラン

【資料1-2】第5次広島県障害者プラン〔わかりやすい版〕

【資料2】広島県障害者プラン及び広島県障害（児）福祉計画進捗

【資料2-1】第4次広島県障害者プラン分野別施策の取組状況

【資料2-2（参考）】第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画市町進捗状況

（令和4年度実績）